

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（文学）	氏名	菊池 達也
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 律令国家「辺境」支配の成立と展開			
論文審査担当者			
主査	教授	西別府 元日	
審査委員	教授	勝部 真人	
審査委員	教授	中山 富廣	
審査委員	教授	本多 博之	
審査委員	准教授	前野 弘志	
審査委員	東京大学大学院人文社会系研究科教授	佐藤 信	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、九州南部およびそこに居住する隼人への支配を東北地方の蝦夷などと対比しながら、具体的かつ段階的に明らかにしていくことで、律令国家の「辺境」支配について検討したものであり、序章・終章と本文7章から構成されている。</p> <p>序章「本稿の課題と構成」では、石母田正の東夷の小帝国論や王民体制論を中心に20世紀後半からの研究史を整理し、①大和王権と九州南部の人びととの関係解明、②律令国家の九州南部支配の展開過程の究明、③律令国家の隼人政策や奉仕形態の基礎的事実の解明、④支配理念と実態の乖離の検討など、4点の課題を指摘し、論文の構成を概述している。</p> <p>課題①を考究した第1章「大化前代の隼人と倭王権」では、記紀にみえる敏達朝以前の隼人関係記事や隼人の語源を検証し、隼人が特定の天皇（大王）や皇子に近侍・奉仕する存在であり、吠声をとまなうその奉仕様態に由来して隼人の呼称が生まれたこと、その編成は6世紀には具体化している初期官制の一つ人制の概念で理解しうることを指摘している。</p> <p>こうした大和王権と九州南部ならびに隼人との関係は、7世紀後半における律令国家出現の過程で、華夷思想（東夷の小帝国理念）の導入と中央集権化への反発もあって、「辺境」観念のなかに収斂されていったと展望されるが、その過程（課題②）を考究したのが、第2章「律令国家成立期における鞠智城」と第3章「律令国家の九州南部支配」である。</p> <p>九州南部への備えと考えられる鞠智城の、8世紀初頭における「繕治」と8世紀半ばにおける出土遺物の変化は、列島南北への武力行使も辞さない強硬策が展開された文武朝と、列島南部にたいする強硬な態度が放棄された時期の反映であり、後者の時期に作成された「薩摩国正税帳」は、隼人郡と非隼人郡の区別による特殊な支配や羈縻政策の根拠となる史料ではなく、むしろ律令制的支配が一定程度導入された状況を反映するものであるとして、これに先行する8世紀前半における個別人身支配の具体的展開過程を論述している。</p> <p>九州南部の律令国家への編入の結果として設定される隼人の国家への奉仕形態と、そこに内包される観念を論じたのが、第4章「隼人の『朝貢』」第5章「隼人の『名帳』」第6章「畿内における隼人の奉仕」である。第4章では7世紀後半から8世紀前半の、隼人の「朝貢」（上京・奉仕）と南島人・蝦夷などのそれとを対比的に検討しながらその差異を明らかにし、隼人の場合は和銅・養老期に大きな改編があったことを指摘する。この養老期以降の上京・奉仕を実態的に掌握する帳簿（名帳）の存在を明らかにし、その作成過程を籍帳作成と関連づけたのが第5章である。こうして確立された隼人の上京・奉仕の具体様を儀式等から明証し、6世紀から9世紀における奉仕の変化を論じたのが第6章である。</p>			

奉仕形態の変化は、当然のことながら隼人観の変化につながる。その変化を、8世紀以後の九州南部での律令制的支配の進展や、支配理念の変化とつきあわせ、延暦後期の隼人上京停止の意味を論じたのが、第7章「桓武・平城朝における対隼人政策の諸問題」である。終章「律令国家『辺境』支配の成立と展開」では、「辺境」を律令国家が新たな統治組織をつくりだすために設定したものという観点から、全章のまとめをおこなっている。

本論題目からいえば、蝦夷支配・南島支配について内在化が不十分であり、辺境論として確立したとは言いがたいが、九州南部と隼人にたいする、律令国家の支配の拡充と浸透を実態的・時系列的に検討し、隼人の国家への奉仕を具体的に究明した本論は、学界の定説である隼人夷狄説に大きな見直しをせまる労作といえよう。のこされた課題も、自立した研究者としての今後の研鑽のなかで、解決されるものと期待できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。